

議案第 9 7 号

あんなかスマイルパーク条例の一部を改正する条例について

あんなかスマイルパーク条例を次のように改正する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 提出

安中市長 岩 井 均

あんなかスマイルパーク条例の一部を改正する条例

あんなかスマイルパーク条例（令和２年安中市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第３条第３号を次のように改める。

（３） インクルーシブ広場

第８条第１項中「から第３号まで」を「及び第２号」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 8 条、第 10 条関係）

施設名		利用時間の区分			
		午前	午後 1	午後 2	夜間
スマイル棟		円	円	円	円
	エントランスホール	5 0 0	5 0 0	5 0 0	7 5 0
	研修室	5 0 0	5 0 0	5 0 0	7 5 0
	多目的室	5 0 0	5 0 0	5 0 0	7 5 0
	みんなのキッチン	5 0 0	5 0 0	5 0 0	7 5 0
	屋外活動スペース	5 0 0	5 0 0	5 0 0	7 5 0
イベント広場		利用面積 1 m ² 当たり 1 日 1 0 円			

備考

- 利用時間については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、イベント広場については、1 日単位で利用するものとする。
 - 午前 午前 9 時から正午まで
 - 午後 1 正午から午後 3 時まで
 - 午後 2 午後 3 時から午後 6 時まで
 - 夜間 午後 6 時から午後 9 時まで
- 前項の区分をまたいで利用する場合は、それぞれの区分の金額を合計した額とする。
- 利用時間には、準備及び利用した施設を原状に回復するために要する時間を含むものとする。
- 入場料、会場整理費その他の名称のいかんにかかわらず不特定多数の利用者が施設に入場することに対して支払う対価を徴収する場合の金額は、この表に定める金額の 10 倍に相当する金額とする。
- 商品展示、予約、販売等、営業宣伝その他これに類する目的及び教室等（会費等を支払った者に参加者が限定されるものに限る。特定の講師に対して継続して謝金を支払って実施する講座等の活動を主目的とする団体活動を含む。）の目的で有料施設を利用する場合（前項に該当する場合を除く。）の金額は、この表に定める金額に次の表の左欄に掲げる会費等（会費等に段階があるときは、その最

高額とする。以下同じ。)の額に応じ、同表の中欄に掲げる市内又は右欄に掲げる市外に定める倍率を乗じて得た金額とする。

会費等	市内	市外
0円～500円	1.5倍	2倍
501円～3,000円	2倍	3倍
3,001円～	3倍	4倍

備考

- 1 会費等について、月謝等として複数回分の会費等がまとめて支払われる場合には、参加1回当たりの金額に換算するものとする。
- 2 市内とは、本市に居住し、本市の住民基本台帳に登録されている者又は本市に事務所を有する法人等が利用する場合をいう。
- 3 市外とは、前項に該当しない者が利用する場合をいう。
- 6 前2項のいずれかに該当する場合のイベント広場の金額は、前2項によらず利用面積1㎡当たり1日300円とする。
- 7 スマイル棟の施設について、利用時間の区分で定められていない時間に利用した場合の使用料は、午前9時以前の利用にあつては午前の区分の金額の、午後9時以降の利用にあつては夜間の区分の金額のそれぞれ1.3倍に相当する金額(備考4又は備考5に該当するときは、これらも適用した後の額とする。)とし、1時間以内の利用ごとに1時間当たりの金額を算定するものとする。この場合において、算定された金額に10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料（第 7 条第 1 項の規定により指定管理者にスマイルパークの管理を行わせる場合の利用料金を含む。）から適用する。